

令和8年2月9日

### オープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場 所	納期（履行） 期 限	見積依頼書 公 表 日	見 積 書 提 出 期 限	見 積 合 せ の 日 時	防衛省競争 参加資格	備 考
1	久居（7）4号建物当直室空調機改修工事	陸上自衛隊久居駐屯地	R8.3.31	R8.2.9	R8.2.20 13:00	R8.2.20 13:00		
		以下余白						

### 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒514-1118

住所三重県津市久居新町975

契約機関名（担当）第337会計隊（池上）

電話番号（内線）059-255-3133（内347）

FAX 059-255-3290

### 5 仕様書に関する問合せ先

久居駐屯地業務隊 管理科営繕班 梅澤（内306）





# 久居（7）4号建物当直室空調機改修工事

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

件名	久居（7）4号建物当直室空調機改修工事	図番	1/6
種別	表紙	縮尺	
業務隊長	久居（7）4号建物当直室空調機改修工事 管理科長	電氣係長	施設管理 設計者
	営繕班長		

陸上自衛隊仕様書

物品番号	図面番号
工事件名	承認年月日
久居(7)4号建物当直室空調機改修工事	令和8年2月5日
	作成年月日
	令和8年2月5日
	変更年月日
	作成部隊等
	久居駐屯地業務隊管理科

1 工事場所：三重県津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地  
 2 工事期間：契約締結日 ~ 令和8年3月31日まで  
 3 工事概要

工事種目	工事概要	数量
建設工事	養生・整理清掃後片付け	61.35m
電気設備工事	既設電線との接続(既設：EM-EFF/F 2.0mm-3C)	3.00m
	既設空調機撤去	3.00台
機械設備工事	冷凍管(4分×6分 ペアコイル)保温共	3.00m
	既設ダレン配管接続工	1.00式
	ラックキング補修(室外機側)	1.00式
	三翼 PLZ-ERNP40SL5 同等品以上	3.00台
その他工事	冷媒回収・真空引き・耐圧テスト	1.00式
	試運転調整	1.00式
	冷媒ガス回収・破壊処理	1.00式

4 一般事項

- (1) 本仕様書、図面及び公共建築工事標準仕様書令和7年版(建築・電気・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書令和7年版(建築・電気・機械設備工事編)、その他関係法令やメーカー仕様並びに監督官の指示に基づき実施すること。
- (2) 図面または仕様書に不明な事項や疑義が生じた場合は監督官と協議し、仕様書に記載なき事項でも技術上必要なものは受注者の責任において良心的に実施すること。
- (3) 受注者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成、監督官に提出することとし、了解を得たのちに作業を実施すること。
- (4) 受注者は作業の主要な段階(着手前・作業中・見え隠れ部分・完成後・使用材料)及び監督官の指示する箇所において写真撮影を実施すること。また、写真は工事完了後速やかに整理し、A4版アルバムにまとめて提出すること。
- (5) 本工事は受注者の責任作業とし、工事に際し破壊した部分については監督官に報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (6) 現場設置し部材の電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、使用する場合はメータ等の設置を要し、取付位置または取付方法を変更する場合は、監督官の指示を受けなければならないものとする。
- (7) 現場の納まりや取り合わせ等により、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合における指示を受け、工期の延長はしないものとする。
- (8) 本工事で発生した金額で売却可能なものについては、種類ごとに整理し、重量を測定し発生材調書とともに官側に引き継ぐものとする。その際、官側の指定する場所(駐屯地内)へ運搬すること。
- (9) 工事に際し設置または既設部分への補強及び養生等が必要と考えられる箇所については適切に処置を施すこと。
- (10) 本工事は作業期間中の土日祝日を作業不能日として見込んでいる。ただし事前に監督官と協議した日についてはこの限りではない。
- (11) 本工事は作業時間午前8時15分から午後5時までとする。ただしやむを得ない理由により作業が必要となる場合は監督官と協議のうえ実施すること。
- (12) 作業中の安全管理には十分留意し必要に際しては保安灯等の危険防止のため措置を講ずるものとする。
- (13) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- (14) 受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、「工事カルテ」を作成し、(一財)日本建設情報総合センターとして「工事カルテ」を作成し、(一財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを提出する。
- (15) 受注者は、工事実績データとして「工事カルテ」を作成し、(一財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを提出すること。

5 特記事項

- (1) 本工事で使用する材料は共通仕様書によるほか、図面のとおりとする。ただし、事前に監督官に承認を得たものについては同等品以上のものを使用することができ、その他記載なき事項については標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。
- (2) 契約完了後、施工実施前に現地確認を実施し、現状及び施工要領について監督官と調整を実施すること。
- (3) 室外機を設置するにあたり、既設基礎を再利用し防振ゴムについては交換すること。
- (4) 空調機新設後、試運転及び温度測定を実施し、異常の有無を報告すること。
- (5) 回収したフロンガスについては破壊処理し、監督官にフロン破壊処理証明書提出すること。
- (6) 完成後、1年間にわたる施工における施工の不備等による損傷は、請負業者の負担で無償補修すること。メーカ一等による追加保障等がある場合はその限りではない。

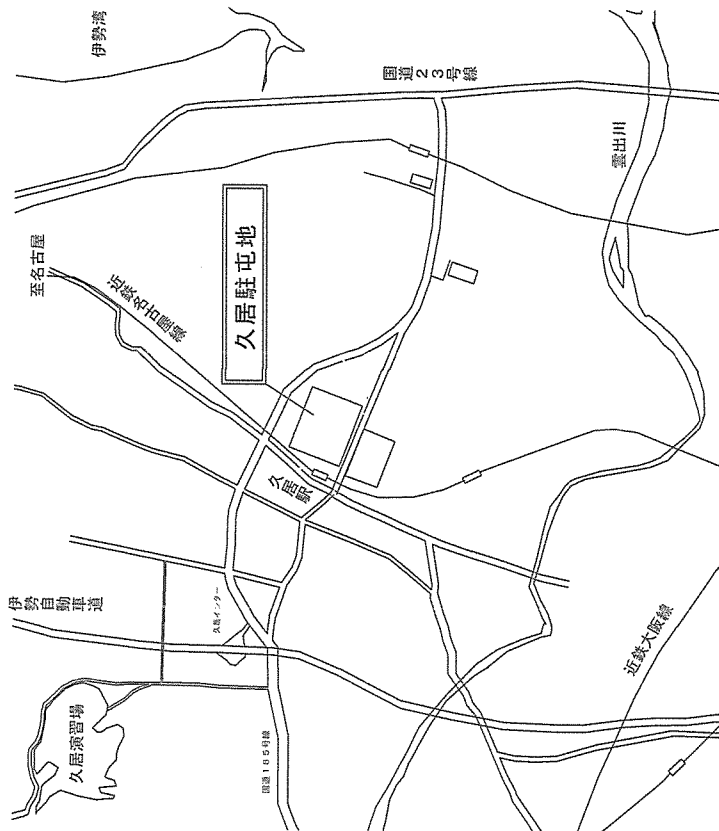
6 提出書類

- (1) 工程表
- (2) 現場代理人等指名・変更通知書
- (3) 着工届
- (4) 竣工届
- (5) 出荷証明書
- (6) 工事日誌
- (7) 材料検査簿
- (8) 打合せ簿
- (9) 工事写真
- (10) 使用材料承認願・使用材料承認図
- (11) フロン破壊証明書
- (12) その他監督官に指示された書類

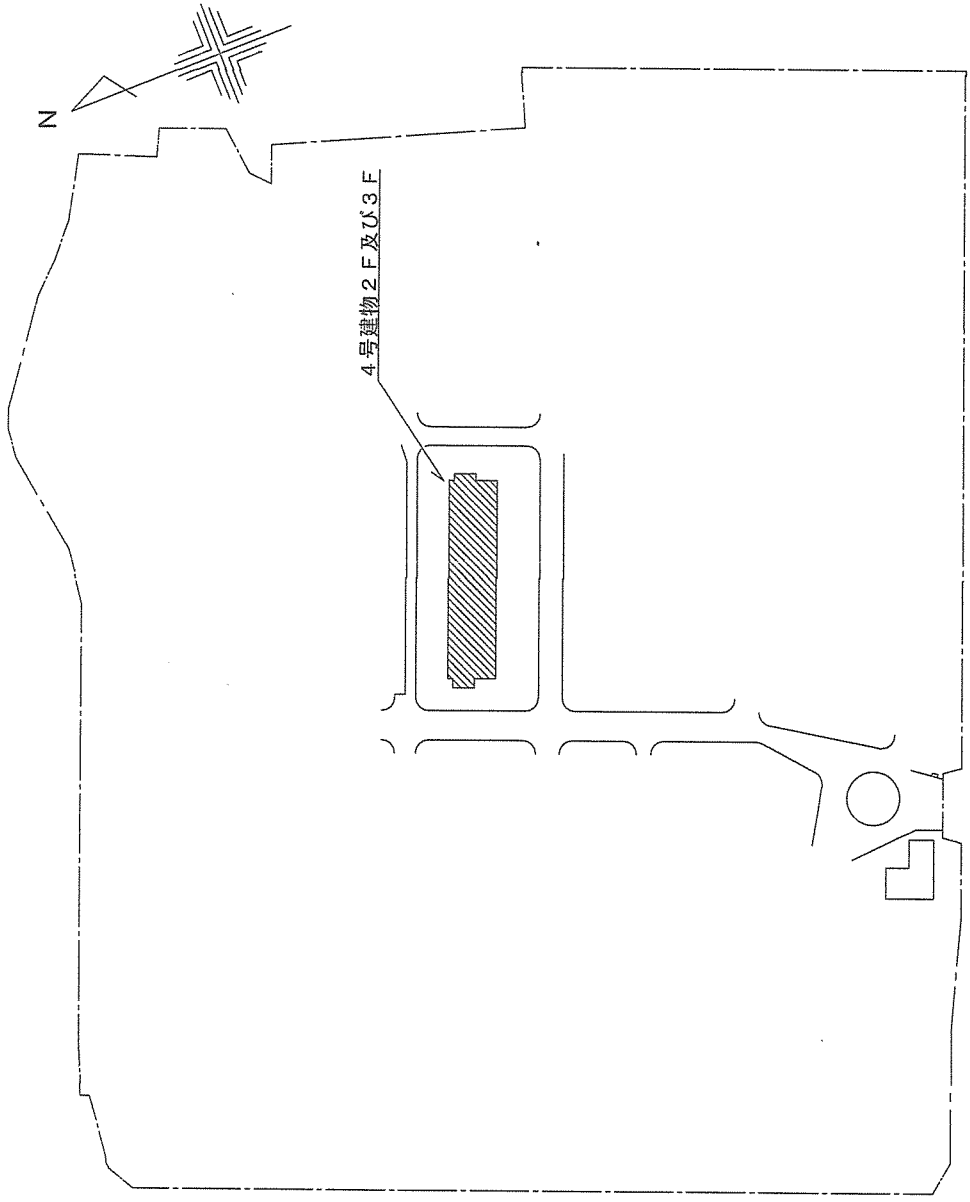
7 完成検査

本工事は検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直し事項が生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

- 1部 (契約締結後速やかに)
- 1部 (契約締結後速やかに)
- 1部 (契約締結後速やかに)
- 1部 (完了後速やかに)
- 1部 (完了後速やかに)
- 1部 (完了後速やかに)
- 1部 (その都度)
- 1部 (完了後速やかに)
- 1部 (完了後速やかに)
- 1部 (使用材料発注前に速やかに)
- 1部 (完了後速やかに)



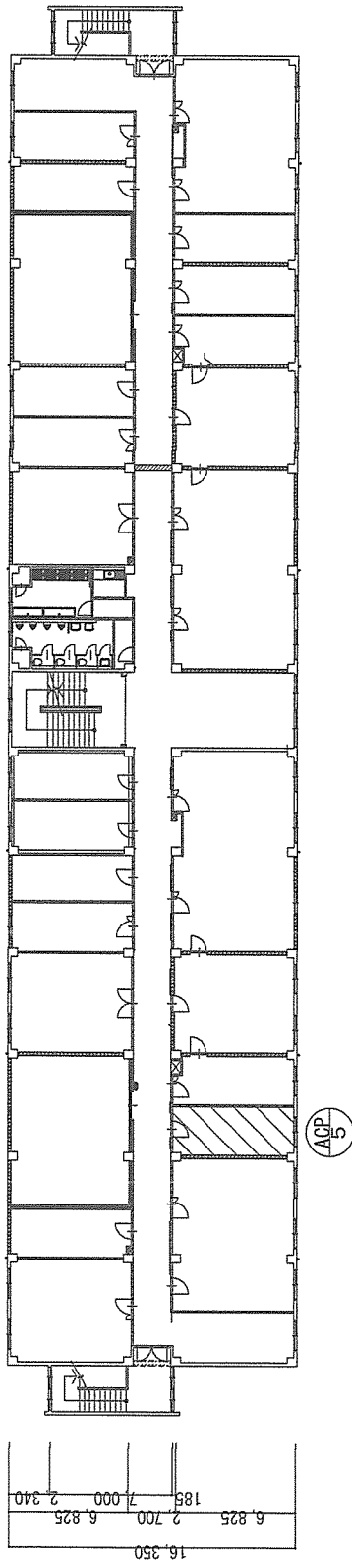
駐屯地案内図 S=1/X



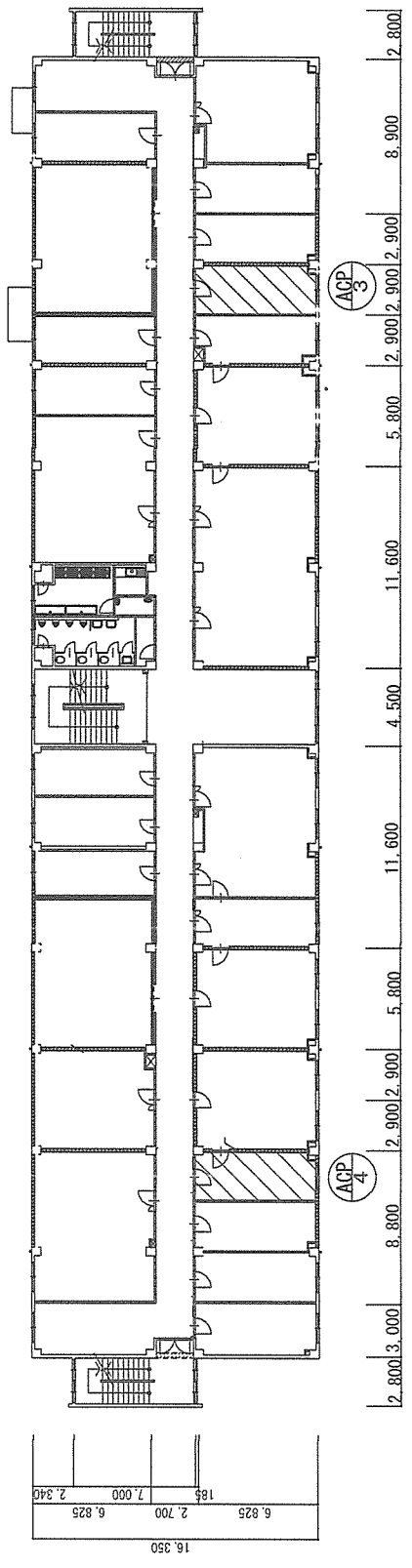
凡例



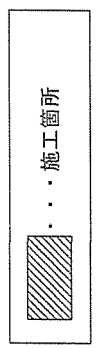
駐屯地配置図 S=1/2000

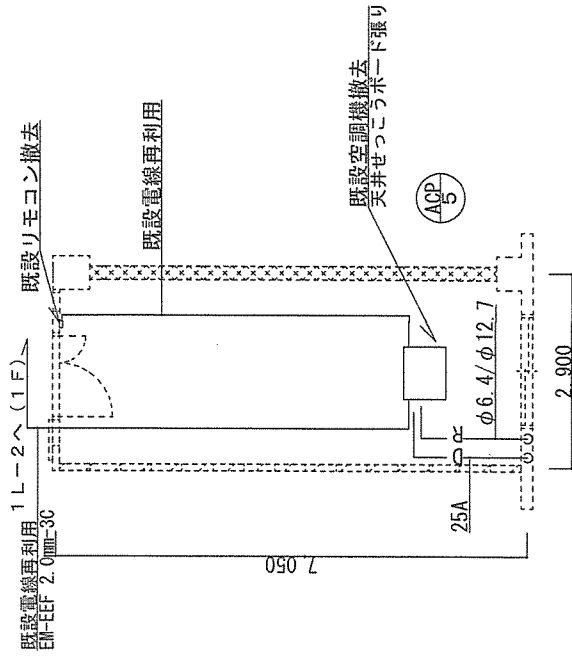


4号建物3F平面图 S=1/300

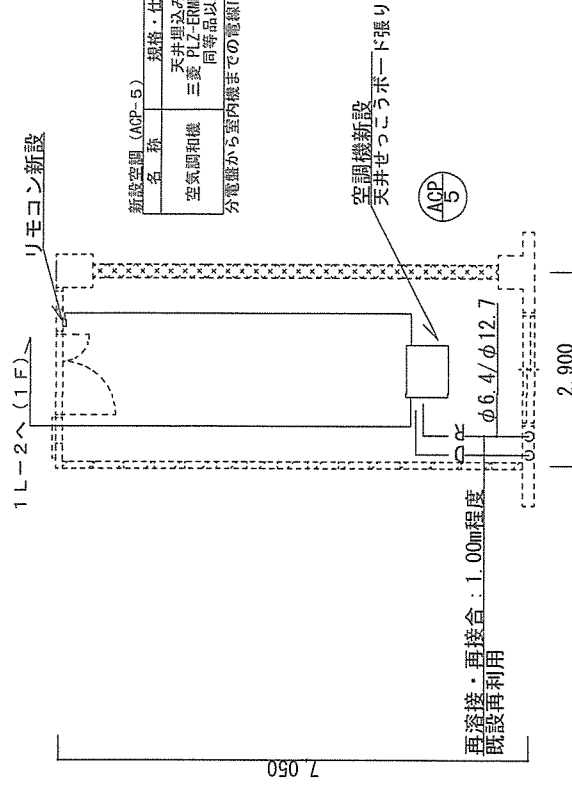


4号建物2F平面图 S=1/300





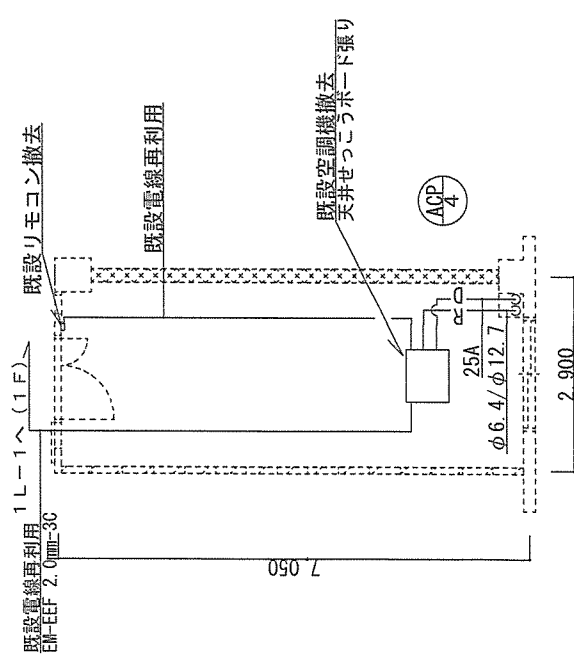
3.F 改修前平面図 S=1/X



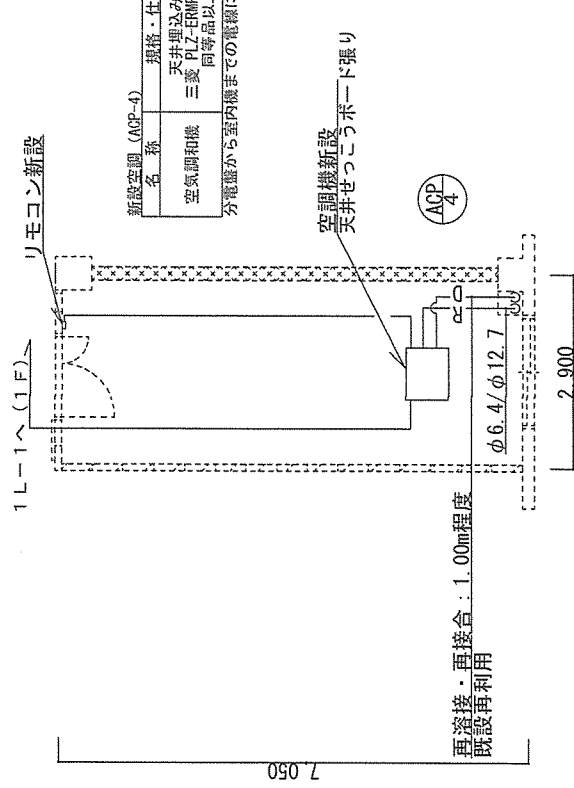
3.F 改修後平面図 S=1/X

新設空調 (ACP-5)			
名称	規格・仕様	数量	備考
空調調和機	天井埋込み型 三菱 PLZ-ERNP40SL5 同等品以上	1台	

分電盤から室内機までの電線については再利用とする



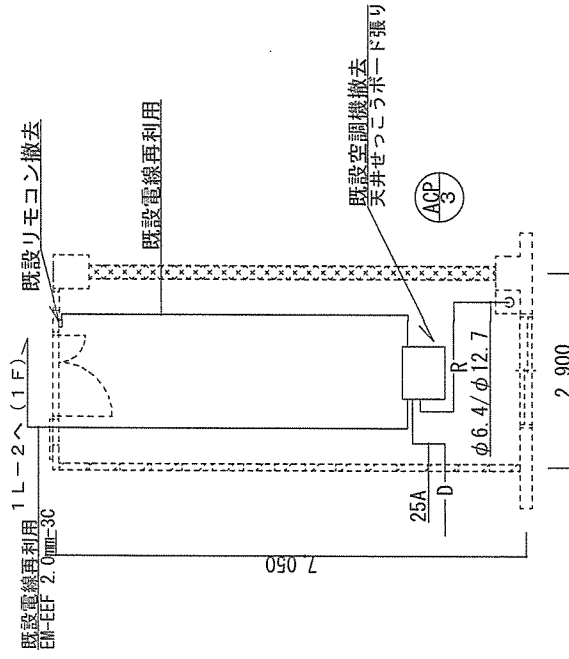
2.F 改修前平面図 S=1/X



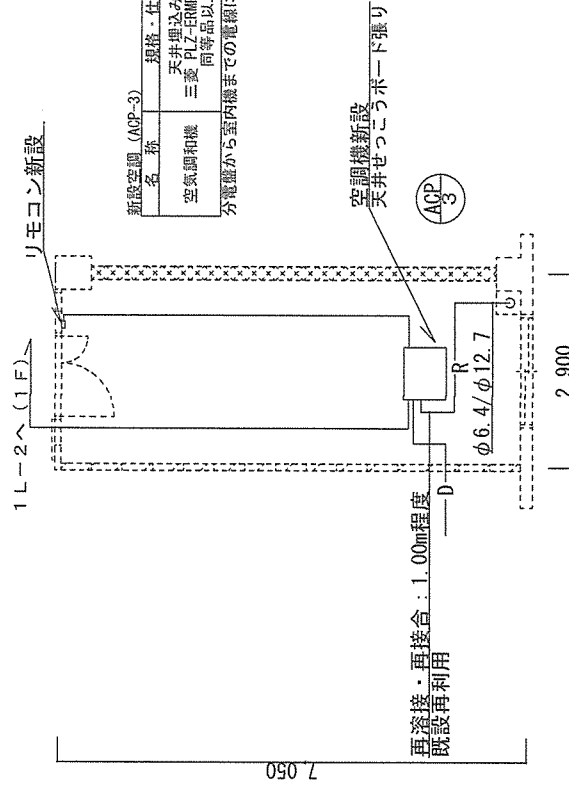
2.F 改修後平面図 S=1/X

新設空調 (ACP-4)			
名称	規格・仕様	数量	備考
空調調和機	天井埋込み型 三菱 PLZ-ERNP40SL5 同等品以上	1台	

分電盤から室内機までの電線については再利用とする



2 F 改修前平面図 S=1/X



2 F 改修後平面図 S=1/X

新設空調 (ACP-3)	規格・仕様	数量	備考
空気調和機	天井埋込み型 三菱 PLZ-ERMP40SL5 同等品以上	1台	

分電盤から室内機までの電線については再利用とする